

## 国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 差押調書及び搜索調書について、立会人の押印を要しないこととする。(第 21 条、第 52 条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)